

横須賀市新市立病院新築工事基本設計業務特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 横須賀市新市立病院新築工事基本設計業務委託
2. 業務内容 基本設計業務（詳細はⅡ－3による。）
3. 履行期限 令和2年11月30日（月）まで
4. 計画施設概要
 - (1) 施設名称 横須賀市新市立病院
 - (2) 敷地の場所 横須賀市神明町1番地8の一部他2筆
 - (3) 施設用途 病院
5. 設計と条件
 - (1) 敷地の条件
 - a) 敷地の面積 約 19,600 m²
 - b) 地域地区等
 - 都市計画区域の内外の別 都市計画区域内 市街化区域
 - 防火地域 準防火地域
 - その他の区域、地域、地区 高度地区（第1種高度地区）
公共下水道排水区域
屋外広告物（禁止・許可）区域 第1種許可
 - 用途地域 第1種住居地域
 - 指定容積率 10分の20
 - 指定建蔽率 10分の6
 - 積雪量 30cm
 - (2) 施設の条件
 - a) 施設の延べ面積（計画面積） 約 36,000 m²
 - b) 規模・機能等 450床
（詳細は、横須賀市新市立病院建設計画概要による。）
 - c) 駐車場台数 患者用：普通自動車 165台以上
救急車両・業務用 15台以上

d) 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準 平成25年版」による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体	I	類
2) 建築非構造部材	A	類
3) 建築設備	甲	類

なお、主たる建築物にあつては、免震構造を採用することとする。

(3) 建築の条件

新市立病院の整備手法は実施設計施工一括発注方式（以下「DB方式」という。）とする。

- a) 工事費 181億円以下
(実施設計及び既存工作物の解体及び外構整備を含む。消費税込。)
- b) 全体工期 令和3年4月から令和7年3月

(4) 新市立病院における医療提供の方向性

現病院で提供している医療機能及び当院の果たすべき役割を踏まえ、新市立病院における医療機能の方向性は次のとおりとする。

- a) 市民が安心して暮らすことのできる医療環境の整備
- ・救急救命センター機能を持つ医療機関として、二次、三次救急医療を中心に対応する。
 - ・災害時は、中等症以上の多くの負傷者に対応する。
 - ・周産期、小児医療を一体的に提供する。
- b) 高度な医療サービスの提供
- ・5疾病への対応を図り、地域完結型の医療を目指す。
- c) 地域医療全体の質の向上
- ・急性期機能を中心に担う医療機関として、関係機関や施設との連携を図る。
 - ・市民が地域で安心して医療・介護サービスを受けられるよう、入院前から退院後まで、一貫して支援する総合患者支援センターの機能を強化する。

(5) 新市立病院整備にあたっての基本方針（コンセプト）

- a) 24時間365日いつでも救急医療を提供できる病院
- ・救命救急センター機能を強化する。
 - ・手術室やICU（集中治療室）の充実を図る。
 - ・周辺環境に配慮しつつ、ドクターヘリの離着陸が円滑に行えるよう、建物の屋上階に飛行場外離着陸場（屋上ヘリポート）を設置することを検討する。

- b) 災害に強い安全で安心な病院
- ・大規模災害の発生に備え、病院BCPの概念を取り入れた施設整備を行う。
 - ・大地震後にも診療を継続できるよう、免震構造を基本とする。
 - ・津波・豪雨の発生に備え、地下階の非設置、十分な雨水貯留槽の設置等の浸水対策を検討する。
 - ・台風や竜巻による突風の発生に備え、ガラス飛散防止等の飛来物対策を検討する。
 - ・ライフラインの確保や食料、医薬品等の備蓄を行うことにより、災害時にも医療を継続できる施設を整備する。
 - ・災害医療を行うために十分なトリアージ及び診療スペースを確保する。
- c) 患者にとって分かりやすく、信頼される、明るい病院
- ・患者と医療従事者との信頼関係を築き、良質な医療を提供することができるよう、施設を整備する。
 - ・快適で良好な療養環境を整備する。
 - ・快適な外来スペースを整備する。
 - ・外来、診察室等の各診療部門を分かりやすく配置し、利用しやすい部門配置計画とする。
 - ・高齢者、子ども、障害のある方、多様な性的指向や性自認の方、外国人等、さまざまな方々に配慮する。
 - ・誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいたサイン計画、内装デザインを採用する。
 - ・患者が利用しやすく、過ごしやすい利便サービス施設等を整備する。
- d) 職員にとって働きやすい病院
- ・関連する部門の近接性やつながり、人やモノの流れを考慮した診療効率の向上を図る部門配置とする。
 - ・患者動線と職員動線が交錯しないよう配慮した施設を整備する。
 - ・ICT・IoT・AI（人工知能）等を導入しやすい環境の整備を検討する。
 - ・多様な職員が活躍できるよう、その特性等に配慮した職場環境を整備する。
 - ・診療に専念できる職場環境を整備し、優秀な医療従事者の安定的な確保と人が育つ環境を整備する。
- e) 将来の変化に柔軟に対応できる病院
- ・診療改定報酬をはじめとする医療制度や地域における入院需要の変化など、将来の医療環境の変化に柔軟に対応できるよう、施設を整備する。
 - ・治療方法や医療機器の新たな開発・普及等による医療技術の進歩に柔軟に対応できるよう、施設を整備する。
 - ・病棟部門は、将来の病床種別や病床数の変化に対応できるよう、整備する。
 - ・外来部門、手術部門、放射線部門等においては、内部空間の間仕切り等を柔軟に変更しやすい構造とする。

f) ライフサイクルコストに配慮した病院

- ・新市立病院建設に伴う将来の経営負担を軽減するため、地上階のみの建物計画、広いフロアによる階層数の抑制、シンプルな建物形状の採用等により、建設コストの低減を図る。
- ・建物の長寿命化を図る構造計画、自然エネルギーの活用、省エネルギー設備の採用や保守・更新の容易さを考慮した施設・設備の整備等、ライフサイクルコストの縮減に繋がる手法を採用する。

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は「公共建築設計業務委託共通仕様書」(平成31年3月改定版)による。

1. 現場代理人の資格要件

現場代理人は公共建築設計業務共通仕様書及び横須賀市新市立病院新築工事基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領に規定する管理技術者とする。

2. 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- (1) 現場代理人及び関係法令の規定による技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験、同種又は類似の実績、手持業務の状況
- (2) 協力事務所の名称、代表者、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容(協力者がある場合)
- (3) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・実務経験・業務の実績・手持業務の状況(建築、構造、電気及び機械以外の分担業務がある場合)

3. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の内容及び範囲

項目		業務内容
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	耐震性能や設備性能の水準等発注者から提示される様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	監督員から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合若しくは内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、監督員に説明を求め又は監督員と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	(ii) 計画に関わる関係機関との打ち合わせ	基本設計に必要な範囲で、計画通知を行うために必要な事項について関係機関と事前に打ち合わせを行う。
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打ち合わせ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況を調査し、必要に応じて関係機関との打ち合わせを行う。
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	(ii) 基本設計方針の策定及び監督員への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
(5) 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、監督員と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6) 基本設計内容の監督員への説明等		基本設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計書を監督員に提出し、監督員に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

(2) 追加業務の内容及び範囲

項目	業務内容
(1) 透視図の作成	基本設計図書に基づき、外観2点、内観4点の透視図を作成する。
(2) 概算工事費の検討等	基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を含む。以下同じ。）を作成する。また、概算工事費の検討に必要な基本設計図書以外の図書を作成する。
(3) 解体工事基本設計及び解体工事費の検討	既存公園施設に設置された工作物の解体基本設計図書を作成し、当該解体設計図書に基づく解体工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。受注者は必要に応じて自ら既存公園施設の現場調査を行うこと。
(4) 概略工事工程表の作成	基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく概略工事工程表を作成する。
(5) 要求水準書の作成等	<p>新市立病院新築工事においてDB方式を採用するにあたり、要求水準書の作成等の発注者支援業務を行う。</p> <p>要求水準書の構成は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新市立病院の整備方針 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の背景・目的 ・本事業のコンセプト ・施設の概要 ・施設の各機能の基本的考え方 2. 計画と条件 <ul style="list-style-type: none"> ・敷地概要 ・遵守すべき法制度等 ・リスク分担（発注者と事業者） ・発注区分と工事区分 3. 計画内容に係わる要求水準 <ul style="list-style-type: none"> ・建築（意匠）に係る要求水準 ・建築（構造）に係る要求水準 ・設備（電気設備）に係る要求水準 ・設備（給排水衛生設備）に係る要求水準 ・設備（空調換気設備）に係る要求水準 ・設備（昇降機等）に係る要求水準 4. 工事費等概算書 <ul style="list-style-type: none"> ・新市立病院整備事業（付帯工事費含む） ・維持管理費用（ライフサイクルコスト等） 5. マスタースケジュール 6. 設計業務に係る要求水準 <ul style="list-style-type: none"> ・設計業務の対象 ・設計業務の要求水準 7. 建設業務 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業務の対象 ・建設業務の要求水準 <p>この構成は一般的なものであり、建築物の計画に応じて、監督員の指示により資料を追加・省略する場合がある。</p>

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- a) 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- b) 積算業務は、監督員の承諾を受けた基本設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- a) 業務着手時
- b) 監督員が必要と認めたとき
- c) その他

(3) 適用基準等

受託者は、次に示す基準等に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の規準等を適用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

官庁施設の基本的性能基準 平成25年版 平成25年3月29日国営整第197号
国営設第134号

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成25年版
平成25年3月29日国営計第126号
国営整第198号
国営設第135号

建築設計基準 令和元年改定版 平成26年3月31日国営整第245号

建築設計基準の資料 令和元年改定版 平成27年3月31日国営整第266号

建築構造設計基準 平成30年版 平成30年4月25日国営整第25号

建築構造設計基準の資料 平成30年版 平成30年4月25日国営整第25号

建築設備計画基準 平成30年版 平成30年3月19日国営設第133号

建築設備設計基準 平成30年版 平成30年3月19日国営設第134号

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

(4) 成果物の提出場所 横須賀市健康部地域医療推進課

(5) 成果物の取扱いについて

提出された成果物については、当該施設に係る業務の請負業者に貸与し、今後の業務に使用する。

(6) その他

横須賀市中小企業振興基本条例（平成23年条例第42号）に基づき、可能な限り、分離又は分割発注等により市内事業者が受注可能な部分を設けるよう努めること。

5. 成果物、提出部数等

成果物	原本	複写版	適用 (A 1 版以外は特記)
(1) 総合	1 部	A 1 1 部 A 3 1 部	A 4 縮小版1部
①計画説明書 ②仕様概要書 ③仕上概要表 ④面積表及び求積図 ⑤敷地案内図 ⑥配置図 ⑦平面図 (各階) ⑧断面図 ⑨立面図 ⑩矩計図 ⑪日影図 ⑫透視図 ⑬解体工事図 ⑭工事費概算書 ⑮その他			
(2) 構造	1 部	A 1 1 部 A 3 1 部	A 4 縮小版1部
①構造計画説明書 ②構造設計概要書 ③伏図 (各階) ④軸組図 ⑤(仮定)部材断面表 ⑥工事費概算書			
(3) 設備	1 部	A 1 1 部 A 3 1 部	A 4 縮小版1部
(i) 電気設備			
①電気設備計画説明書 ②電気設備設計概要書 ③各種技術資料 ④配置図 ⑤幹線系統図 ⑥電灯、コンセント設備平面図 (各階) ⑦動力設備平面図 (各階) ⑧通信・情報設備系統図 ⑨通信・情報設備平面図 (各階) ⑩火災報知等設備系統図 ⑪火災報知等設備平面図 (各階) ⑫工事費概算書 ⑬その他			
(ii) 給排水衛生設備			
①給排水衛生設備計画説明書 ②給排水衛生設備設計概要書 ③各種技術資料 ④配置図 ⑤給排水衛生設備配管系統図 ⑥給排水衛生設備配管平面図 (各階) ⑦消火設備系統図 ⑧消火設備平面図 (各階) ⑨工事費概算書 ⑩その他			

(iii) 空調換気設備			
①空調換気設備計画説明書 ②空調換気設備設計概要書 ③各種技術資料			
④配置図 ⑤空調設備系統図 ⑥空調設備平面図 (各階) ⑦換気設備系統図 ⑧換気設備平面図 (各階) ⑨工事費概算書 ⑩その他			
(iv) 昇降機等			
①昇降機等計画説明書 ②昇降機等設計概要書 ③各種技術資料			
④工事費概算書 ⑤その他			
(4) その他	1部	A4	2部
①概略工事工程表 ②要求水準書			

- (注) 1 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 2 (2)及び(3)に掲げる成果図書は、(1)に掲げる成果図書に含めることができる。また、これらの図書をとりまとめた概要版を作成するものとする。
- 3 「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
- 4 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。
- 5 資料、設計図書は電子データで作成し、提出すること。電子データのファイル形式等については監督員の指示による。